

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略 －こども家庭庁の主な施策・予算及び財源確保策－
著者 / 所属	柳瀬 翔央 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	463 号
刊行日	2024-2-7
頁	49-63
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240207.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略

— こども家庭庁の主な施策・予算及び財源確保策 —

柳瀬 翔央

(内閣委員会調査室)

1. こども未来戦略策定の背景・経緯及び概要
 - (1) 背景・経緯
 - (2) こども未来戦略の概要
2. こども・子育て支援加速化プランにおけるこども家庭庁の主な施策・予算
 - (1) 児童手当の抜本的拡充
 - (2) 出産・子育て応援交付金及び伴走型相談支援の制度化
 - (3) 職員配置基準及び保育士等の処遇の改善等
 - (4) こども誰でも通園制度（仮称）の創設
 - (5) 多様な支援ニーズへの対応（児童扶養手当の拡充等）
3. 財源確保策
 - (1) こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設
 - (2) 既定予算の最大限の活用等及び歳出改革
 - (3) こども・子育て支援金制度の創設

令和5年1月4日の年頭記者会見において岸田内閣総理大臣が表明した「異次元の少子化対策」（次元の異なる少子化対策）¹の実現に向けて同年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」により、3.6兆円程度に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）とその財源確保策の内容等が示された。

本稿では、こども未来戦略策定の背景・経緯及び概要、加速化プランにおけるこども家庭庁の主な施策・予算²並びに財源確保策について紹介したい。

* 本稿は令和6年1月19日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセス日も同日）。

¹ 令和5年1月23日の衆・参本会議における岸田総理の施政方針演説以降、政府は「次元の異なる少子化対策」の表現を用いているが、「異次元の少子化対策」との違いはないとされる。

² 加速化プランには、本稿で紹介するこども家庭庁の施策のほか、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の

1. こども未来戦略策定の背景・経緯及び概要

(1) 背景・経緯

我が国では、平成2年のいわゆる「1.57ショック」³を契機に少子化が政策課題と認識され、平成6年12月の「エンゼルプラン」⁴を嚆矢として、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）等に基づく様々な対策等が講じられてきた。しかし、合計特殊出生率は過去最低となった平成17年の1.26から平成27年には1.45まで回復したものの、平成28年から再び減少に転じ、少子化の流れを変えるには至っていない。令和4年の合計特殊出生率は過去最低の1.26、出生数も過去最少の77万759人（前年比4万863人減少）となった⁵。

このような少子化の進行やこども・若者をめぐる様々な課題が深刻化する状況を背景に、令和3年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、こども政策の司令塔となるこども家庭庁を設置し、政府全体の少子化対策やこども・若者の健やかな成長に関する施策を強力に推進すること、また、こども政策を強力に進めるために必要な安定財源について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進めて確保に努め、「企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み」を検討することも示された。

同基本方針を踏まえ提出されたこども家庭庁設置法案等の審議が行われた第208回国会（令和4年常会）において、岸田総理は、こども家庭庁の下でこども政策について必要な政策を体系的に取りまとめ、将来的にはこども政策に関する予算の倍増を目指すこと⁶、さらに、令和5年度の「経済財政運営と改革の基本方針2023」（以下「骨太の方針2023」という。）において予算倍増への道筋を示すことを答弁した⁷。

他方、岸田内閣では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和3年12月に「全世代型社会保障構築本部」⁸が内閣に設置され、同本部の下に開催される「全世代型社会保障構築会議」⁹において、社会保障全般の総合的な検討が行われている。同会議では、①こども・子育て支援の充実、②働き方に中立的な社会保障制度等の構築、③医療・介護制度の改革及び④「地域共生社会」の実現の四テーマについて議論が行われ、令和4年12月16日に「全世代型社会保障構築会議報告書」が取りまとめられた。同報告書では、「将来世代」の安心を保障することや、能力に応じて全世代が支え合うこと等を全世代型社会保障の基本理念とした上で、こども・子育て支援の充実における改革の方向性と

施策も盛り込まれている（1（2）イ（ア）参照）。

³ 厚生省（当時）が平成2年に公表した人口動態統計により、平成元年の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明した衝撃のこと。

⁴ 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（文部、厚生、労働、建設4大臣合意）」のこと。

⁵ 厚生労働省「令和4年（2022）人口動態統計（確定数）の概況」（令和5年9月15日）。なお、出生数が80万人を下回るのは令和12年と予測されていた（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（平成29年4月10日））。

⁶ 第208回国会衆議院予算委員会議録第3号10頁（令4.1.25）

⁷ 第208回国会参議院内閣委員会議録第22号7頁（令4.6.14）

⁸ 本部長は内閣総理大臣、副本部長は全世代型社会保障改革担当大臣、本部員は内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）、総務大臣、財務大臣及び厚生労働大臣。

⁹ 座長は清家篤 日本赤十字社社長/慶應義塾学事顧問、座長代理は増田寛也 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長、構成員は有識者16名。

しては、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない包括的支援を早期に構築し、その後、児童手当の拡充などについて恒久的な財源と併せて検討すべきこと等が示された。

そして令和5年1月4日、岸田総理は、年頭記者会見において、異次元の少子化対策に挑戦するとして、同年4月のこども家庭庁発足を待つことなく、小倉こども政策担当大臣（当時）の下でこども政策強化の検討を進める旨を表明した。これを受け、1月19日より「こども政策の強化に関する関係府省会議」¹⁰が開催され、有識者からのヒアリング等を経て、同年3月31日に「こども・子育て政策の強化について（試案）」が取りまとめられた。

令和5年4月以降は、全世代型社会保障構築本部の下に開催される「こども未来戦略会議」¹¹において、試案を踏まえた具体的な施策の内容、予算、財源の在り方の検討が行われ、同年6月13日に「こども未来戦略方針」（以下「戦略方針」という。）が閣議決定された。戦略方針では、加速化プラン（この時点では3兆円半ばの規模）とその財源確保策の骨格、こども・子育て予算倍増に向けた大枠等が示され、年末までに具体化を進めることとされた。また、同月16日に閣議決定された骨太の方針2023において、戦略方針に基づく取組を進めることや、戦略方針で示されたこども・子育て予算倍増に向けた大枠が記載された。

その後、こども未来戦略会議のほか、こども家庭庁のこども家庭審議会を始めとする関係審議会等¹²における検討も経て、同年12月22日に、戦略方針の内容（主に加速化プランとその財源確保策部分）をより具体化した「こども未来戦略」が閣議決定された¹³。

なお、こども未来戦略の閣議決定と同日には、令和6年度予算に加えて、「こども大綱」及び「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」も閣議決定された。こども大綱は、こども家庭審議会¹⁴による令和5年12月1日の答申¹⁵を踏まえ、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づく初の大綱として、こども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めている¹⁶。こども大綱の下で具体的に取り組む施策は、今後策定する「こどもまんなか実行計画」で定めることとされている。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」は、全世代型社会保障構築会議により同年12月22日に取りまとめられた報告¹⁷の別紙部分であり、①働き方に中立的な社会保障制度等の構築、②医療・介護制度の改革及び③「地域共生社会」の実現の三テ

¹⁰ 座長はこども政策担当大臣、座長代理は内閣官房こども家庭庁設立準備室長、構成員は関係省庁局長等。

¹¹ 議長は内閣総理大臣、副議長は全世代型社会保障改革担当大臣及び内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）、構成員は内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び有識者19名。

¹² こども家庭庁の施策に関する制度改正についてはこども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会等で議論が進められたほか、財務省や厚生労働省の関係審議会でも検討された。

¹³ こども未来戦略等の閣議決定を受け、加藤内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）はメッセージを公表している（<https://www.cfa.go.jp/51e717f3-8fb2-418c-bf17-02b04c2e06e1/>）。

¹⁴ 会長は秋田喜代美 学習院大学文学部教授/東京大学名誉教授、会長代理は五十嵐隆 国立成育医療研究センター理事長、その他委員は有識者23名。

¹⁵ 令和5年4月21日に行われた岸田総理からこども家庭審議会への諮問に対するもの。

¹⁶ 従来の少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」の内容がこども大綱に一元化された。

¹⁷ 令和5年10月2日のこども未来戦略会議において、岸田総理から新藤全世代型社会保障改革担当大臣に対し、全世代型社会保障構築会議において経済財政諮問会議と連携して改革工程を年末までに策定するよう指示があり、これを受けて検討されたもの。

マについて、来年度に実施する取組や加速化プランの実施が完了する令和10年度までに実施について検討する取組等の内容を示している（加速化プランの財源確保策の一つである歳出改革との関係について3（2）参照）。

（2）こども未来戦略の概要

こども未来戦略は、まず、次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むこども・子育て政策の基本的考え方及び基本理念、次に、加速化プランとして実施する具体的な施策、同プランを支える安定的な財源確保策、こども・子育て予算倍増に向けた大枠、最後に、こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進から構成されている。

ア こども・子育て政策の基本的考え方及び基本理念

こども未来戦略では、「少子化のトレンドを反転させること」を目的として、これまでとは次元の異なる少子化対策に取り組むこととしている。すなわち、2030年代に入ると若年人口の急減が見込まれることから¹⁸、2030（令和12）年までがラストチャンスとの認識の下、結婚、妊娠・出産、子育てについての多様な価値観・考え方の尊重を前提に、若い世代の誰もが、結婚や、こどもを生み、育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望を持てる社会を作り、個人の幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させること、これを少子化対策の目指すべき基本的方向とした。また、若者・子育て世代の所得向上の取組と次元の異なる少子化対策を言わば「車の両輪」として進めていくこと、歳出改革等による公費節減と社会保険負担軽減の効果を活用することによって実質的な負担¹⁹が生じることなく少子化対策を進めること、財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えないこと等の基本的考え方を示している。

その上で、次元の異なる少子化対策としては、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の三つを基本理念に、抜本的に政策を強化することとした。これらは、少子化の背景には個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、特に乗り越えるべき課題として、①若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けないこと、②子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境があること、③子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在することが踏まえられている。

イ こども・子育て支援加速化プラン

（ア）実施する具体的な施策

加速化プランは、①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組、②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、③共働き・共育での推進、④こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革の四本柱で構成され、全体の予算規模（国・地方の事業費ベース）は3.6兆円程度とされる（各

¹⁸ こども未来戦略13頁において、1990（平成2）年以降10年おきの出生数の減少割合が示されている。具体的には、2000（平成12）年生まれの出生数は10年前と比較して約3%減少しているのに対し、2010（平成22）年生まれば同じく約10%減少、2020（令和2）年生まれば同じく約20%減少しているとされる。

¹⁹ 戦略方針では「実質的な追加負担」と表現されていた。岸田総理は、「実質的な国民負担とは社会保障負担に係る国民負担率のこと」である旨答弁している（第212回国会参議院予算委員会会議録第5号（令5.11.28））。

柱の施策項目及び予算規模は図表 1 参照。なお、予算規模の詳細な内訳は明らかでない。）。

各施策の実施時期としては、大宗は今後 3 年間（令和 6 年度から令和 8 年度まで）の集中取組期間内にできる限り前倒しして実施され、令和 10 年度までに全ての施策の実施が完了する予定とされる。

なお、令和 6 年度予算時点で、3.6 兆円程度の 3 割強となる 1.3 兆円程度（こども家庭庁分はそのうち 1.1 兆円程度）が実現するとされる。

図表 1 こども・子育て支援加速化プランの施策項目・予算規模

四本柱	施策項目 ※《》は所管省庁	予算規模
1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組	①児童手当の抜本的拡充 ～全てのこどもの育ちを支える制度へ～《こども家庭庁》 ②出産等の経済的負担の軽減 ～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～《こども家庭庁、厚生労働省》 ③医療費等の負担軽減 ～地方自治体の取組への支援～《厚生労働省》 ④高等教育費の負担軽減 ～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版 H E C S）」の創設～《文部科学省》 ⑤個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援《厚生労働省》 ⑥いわゆる「年収の壁（106万円／130万円）」への対応《厚生労働省》 ⑦子育て世帯に対する住宅支援の強化 ～子育てにやさしい住まいの拡充～《国土交通省》	1.7 兆円程度
2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	①妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～《こども家庭庁、厚生労働省》 ②幼児教育・保育の質の向上 ～75 年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～《こども家庭庁》 ③全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～《こども家庭庁》 ④新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小 1 の壁」打破に向けた量・質の拡充～《こども家庭庁》 ⑤多様な支援ニーズへの対応 ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～《こども家庭庁》	1.3 兆円程度
3. 共働き・共育での推進	①男性育休の取得促進 ～「男性育休は当たり前」になる社会へ～《厚生労働省、内閣人事局、総務省、金融庁》 ②育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～《厚生労働省》 ③多様な働き方と子育ての両立支援 ～多様な選択肢の確保～《厚生労働省》	0.6 兆円程度
4. こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	・優先案内や専門レーンを設置するなどの取組、「こどもまんなか応援プロジェクト」の取組 等《こども家庭庁》	—

（出所）こども未来戦略及び「新経済・財政再生計画改革工程表 2023」（令和 5 年 12 月 21 日経済財政諮問会議より作成）

（イ）こども・子育て支援加速化プランを支える安定的な財源確保策

加速化プランを支える安定的な財源確保策（具体的な内容は 3 参照）としては、まず、こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）を令和 7 年度に創設し、こども・

子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進め、その上で、次の三点により合計3.6兆円程度の財源確保を図ることとした。

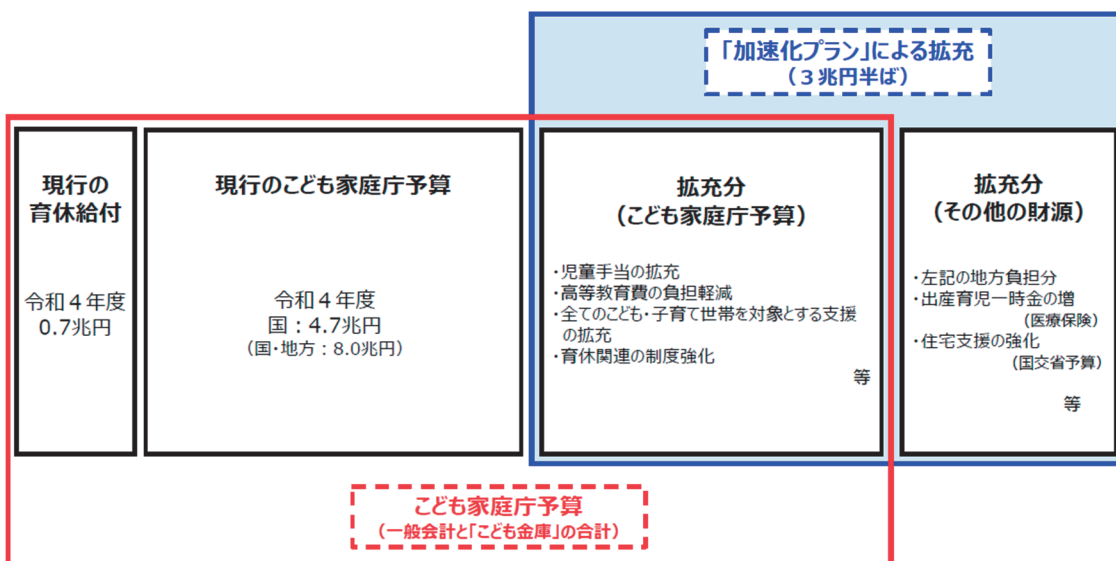
- ①既定予算の最大限の活用等：令和10年度までの全体で1.5兆円程度
- ②徹底した歳出改革：令和10年度までの公費節減効果1.1兆円程度
- ③こども・子育て支援金制度の構築：令和8年度から段階的に構築し、令和10年度に1.0兆円程度（平年度ベース。①②による公費負担分を除く。）

また、2030（令和12）年の節目に遅れることなく速やかに少子化対策を実施するため、令和10年度にかけて安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないように、必要に応じ、つなぎとして、こども・子育て支援特例公債（こども・子育て支援特別会計が発行する特会債）²⁰を発行することとした（令和6年度予算での発行額は2,219億円の予定）。

（ウ）こども・子育て予算倍増に向けた大枠

加速化プランを実施することにより、我が国のこども・子育て関係予算（こども一人当たりの家族関係支出のGDP比で令和元年度11.0%）はOECDトップ水準のスウェーデン（同15.4%）に達する水準の16%程度となり、また、国のこども家庭庁予算（令和4年度4.7兆円）は約5割増加する²¹と見込まれている（いずれも一定の前提又は仮定を置き政府が試算したもの。こども家庭庁予算と加速化プランの関係は図表2参照）。

図表2 こども家庭庁予算とこども・子育て支援加速化プランの関係（イメージ）



(注)「3兆円半ば」とあるのは戦略方針で示されていた規模で、こども未来戦略では3.6兆円程度となった。
(出所) 財務省財政制度等審議会財政制度分科会（令和5年9月27日）資料「財政総論（参考資料）」抜粋

その上で、こども・子育て予算倍増に向けては、「『加速化プラン』の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算を更に検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭

²⁰ こども金庫創設前の令和6年度は年金特別会計（子ども・子育て支援勘定）の負担で発行し、こども・子育て支援特別会計に承継する。

²¹ 育児休業給付（令和4年度0.7兆円）についても、関連予算の倍増が見込まれている。なお、育児休業給付に係る事業は、現在の労働保険特別会計雇用勘定からこども・子育て支援特別会計に移管される。

までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す」こととし、今後更に政策の内容の充実を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるか、あらゆる選択肢を視野に入れて更に検討することとしている。

ウ こども・子育て政策が目指す将来像とP D C Aの推進

こども未来戦略では、こども・子育て政策が目指す将来像について、①こどもを生み、育てることを経済的理由であきらめない、②身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てられる、③どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持てる、④こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる、との「こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則」を掲げた。これらを実現するため、加速化プランの実施状況や各種施策の効果等を検証しつつ、こども・子育て政策の適切な見直しを行い、P D C Aを推進していくこととしている²²。なお、その際には、こども・子育て政策における「総合的な制度体系」を構築する観点から、現行の関連制度を一つの制度に統合していくことも視野に置き、給付と負担の関係を含めて、その全体像が国民に分かりやすい制度としていくことも示されている。

2. こども・子育て支援加速化プランにおけるこども家庭庁の主な施策・予算²³

(1) 児童手当の抜本的拡充

児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化し、このため、①所得制限を撤廃し、全員を本則給付とする、②支給期間について高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）まで延長する²⁴、③多子加算について、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする²⁵こととされた（図表3参照）。

以上の児童手当の拡充を令和6年10月から実施するため、所要の法案の令和6年常会への提出が予定されている。拡充後の初回支給時期については、児童手当の支払月を年3回（2月、6月及び10月）から隔月（偶数月）の年6回とする制度改正を併せて行い、戦略方針時点で想定されていた令和7年2月から令和6年12月に前倒しすることとされた²⁶。

²² こども大綱の下で加速化プランを含む具体的施策のP D C Aが推進される。なお、「新経済・財政再生計画改革工程表2023」（令和5年12月21日経済財政諮問会議）において、加速化プランの具体的取組に係る工程が盛り込まれており、各取組のK P Iについて、こども家庭庁を始めとする所管省庁において検討の上、令和6年春の「E B P Mアドバイザーボード」（経済財政諮問会議の専門調査会である「経済・財政一体改革推進委員会」の下に設置）において議論し、その結果も踏まえ改革工程表を改定することとされている。

²³ 予算額の記載は財務省「令和6年度社会保障関係予算のポイント」（令和6年1月）等を基に執筆している。

²⁴ 支給期間を高校生年代まで延長することに伴い、所得税・個人住民税における高校生の扶養控除については、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指すこととし、見直しによる影響を把握し適切な対応を行うこと等を前提に、令和7年度税制改正において結論を得ることとされた。

²⁵ 多子加算のカウント方法について、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とし、地方自治体の事務負担に配慮した簡素な方法で確認することとされた。

²⁶ 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、戦略方針に基づくこども・子育て支援をスピード感を持って実行するとし、児童手当拡充後の初回支給時期の前倒し等が示された。

また、拡充後は費用負担の構成も変更され、令和8年度から創設されるこども・子育て支援金制度により拠出されるこども・子育て支援納付金も児童手当に充てられる。

令和6年度予算では、児童手当については1兆5,246億円（国及び事業主分）が計上されている（うち拡充分は3,558億円）。また、抜本的拡充に伴う地方自治体におけるシステム改修等のため、令和5年度補正予算において232億円が措置されている。

図表3 児童手当の拡充前と拡充後の制度比較

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降） ※法案（検討中）の内容																																					
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童 （18歳到達後の最初の年度末まで）																																					
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																					
手当月額	3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 - 中学生 一律：10,000円 - 所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付）	3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円																																					
受給資格者	- 監護生計要件を満たす父母等 - 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	同左																																					
実施主体	市区町村（法定受託事務） ※公務員は所属庁で実施	同左																																					
支払期月	3回（2月、6月、10月）（各前月までの4カ月分を支払）	6回（偶数月）（各前月までの2カ月分を支払）																																					
費用負担	<table><tr><td rowspan="4">3歳未満</td><td rowspan="2">被用者</td><td>事業主 7/15</td><td>国 16/45</td><td>地方 8/45</td><td rowspan="2">非被用者</td><td>国 2/3</td><td>地方 1/3</td><td rowspan="2">公務員</td><td rowspan="4">3歳未満</td><td>支援納付金（※） 3/5</td><td>事業主 2/5</td><td>支援納付金 3/5</td><td>国 4/15</td><td>地方 2/15</td><td>所属庁 10/10</td></tr><tr><td>国 2/3</td><td>地方 1/3</td><td>国 2/3</td><td>地方 1/3</td><td>国 4/9</td><td>地方 2/9</td><td>所属庁 10/10</td></tr><tr><td rowspan="2">3歳以降</td><td>国 2/3</td><td>地方 1/3</td><td>国 2/3</td><td>地方 1/3</td><td>国 4/9</td><td>地方 2/9</td><td>所属庁 10/10</td></tr><tr><td>国 2/3</td><td>地方 1/3</td><td>国 2/3</td><td>地方 1/3</td><td>国 4/9</td><td>地方 2/9</td><td>所属庁 10/10</td></tr></table> ※こども・子育て支援金制度（仮称）の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。	3歳未満	被用者	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	非被用者	国 2/3	地方 1/3	公務員	3歳未満	支援納付金（※） 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10	3歳以降	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10
3歳未満	被用者			事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45		非被用者	国 2/3			地方 1/3	公務員	3歳未満	支援納付金（※） 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10																			
			国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	国 4/9		地方 2/9	所属庁 10/10																													
	3歳以降		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10																														
		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10																															

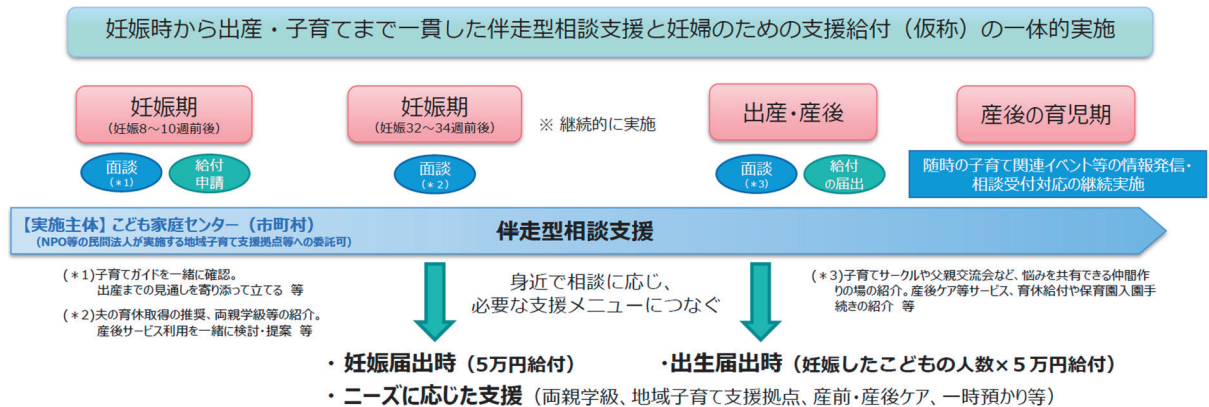
（出所）こども未来戦略会議（令和5年12月22日）資料「こども未来戦略における主な施策等について」抜粋

（2）出産・子育て応援交付金及び伴走型相談支援の制度化

出産等の経済的負担の軽減の観点から、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化するため、令和4年度第2次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」（10万円）について、令和6年度も継続して実施するとともに、令和7年度から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の新たな給付（妊婦のための支援給付（仮称）（5万円＋妊娠したこどもの人数×5万円の給付金の支給））として制度化することとされた。併せて、妊娠期からの切れ目ない支援の拡充の観点から、妊娠期から出産・子育てまで身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化することとされた（図表4参照）。これらについて、所要の法案の令和6年常会への提出が予定されている。

出産・子育て応援交付金及び伴走型相談支援の予算については、これまで、令和4年度第2次補正予算（厚生労働省）で令和5年9月末まで分の1,267億円が、令和5年度当初予算（こども家庭庁）で令和5年10月以降の半年分の370億円が措置されている。令和6年度予算（こども家庭庁）では満年度化により624億円が計上されている。

図表4 出産・子育て応援交付金及び伴走型相談支援の制度化のイメージ



※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など支給金額を外形的に担保できる方法とすることを検討。
この場合においても、給付金を確実に妊娠・出産・こども・子育て支援に充てていただけるよう、市町村において、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。国としても、好事例の周知や事務費の支援などにより引き続き後押し。

（出所）こども未来戦略会議（令和5年12月22日）資料「こども未来戦略における主な施策等について」抜粋

（3）職員配置基準及び保育士等の処遇の改善等

これまでに平成24年の「社会保障と税の一体改革」に基づく消費税率の引上げにおける0.7兆円の財源を活用し、3歳児の職員配置の改善（20対1から15対1）については公定価格の加算措置によって対応された。一方で、その他の財源を充当する0.3兆円超を活用して実施することとされていた1歳児及び4・5歳児の職員配置の改善は積み残されてきた。

こうした中、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要があるとして、加速化プランには、75年ぶりの職員配置基準の改善等が盛り込まれた。

具体的には、①4・5歳児については、令和6年度から30対1から25対1への改善を図るため、それに対応する加算措置を設けるとともに（告示を改正）、最低基準等の改正（内閣府令等を改正）を行うこと（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。なお、3歳児についても同様に最低基準等の改正を行う。）、②1歳児については、令和7年度以降、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めることとされた。

また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた公定価格の引上げを実施する（人件費の改定率は+5.2%）とともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進めることとされた。

加えて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化することとされている。

令和6年度予算では、4・5歳児の職員配置基準の改善のため118億円が、保育士・幼稚園教諭の処遇改善のため764億円が計上されている（いずれも拡充分）。

（４）こども誰でも通園制度（仮称）の創設

０～２歳児の約６割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があることを踏まえ、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度（仮称））を創設することとされた。

令和７年度からの制度化に向けて、令和５年度から令和６年度にかけて制度の本格実施を見据えた試行的事業を行うこととされている²⁷。その実施の在り方を検討するため、こども家庭庁において「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」²⁸が開催されており、令和５年１２月２５日に、制度の意義や制度設計の概要、一時預かり事業との関係（図表５参照）、事業実施の留意点等についての中間取りまとめ案が示されている。

そして、令和７年度から子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施する地方自治体の増加を図った上で、令和８年度から同法に基づく新たな給付として全国の地方自治体において実施できるよう、所要の法案の令和６年常会への提出が予定されている。

図表５ 一時預かり事業とこども誰でも通園制度（仮称）との関係

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称） として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる１３事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	１２６９自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第６条の３第７項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、０歳６か月～２歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※２０２４年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月１０時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、１時間３００～４００円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
利用方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

（出所）こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会（令和５年１１月２１日）資料「こども誰でも通園制度（仮称）の創設について」抜粋

²⁷ 戦略方針では令和６年度から試行的事業を実施する予定とされていたが、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえた令和５年度補正予算により令和５年度中の開始に向けた支援を行うこととされた。

²⁸ 座長は秋田喜代美 学習院大学文学部教授／東京大学名誉教授、その他構成員は有識者１７名。

こども誰でも通園制度（仮称）の関連予算としては、令和5年度補正予算において、試行的事業を実施する地方自治体への補助のため91億円（補助基準上一人当たり「月10時間」を上限）、こども家庭庁において各地方自治体・施設・利用者が利用できるシステム基盤を整備するため25億円が措置されている。このほか、試行的事業の実施事業所の必要な整備費及び改修費等のため、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）の対象事業に試行的事業が追加されている。

（５）多様な支援ニーズへの対応（児童扶養手当の拡充等）

経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、多様な支援ニーズへの対応のための施策拡充についても加速化プランに盛り込まれた。

主な内容としては、こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進の観点から、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化することとされた。特に、児童扶養手当については、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、自立の促進を図る観点から所得制限を見直す（年収ベース・こどもが1人の場合、全部支給の所得限度額：160万円→190万円、一部支給の所得限度額：365万円→385万円）とともに、3人以上の多子世帯についての多子加算額を拡充する（第3子以降の加算額（現行6,250円）を第2子の加算（10,420円）と同額まで引き上げる。）こととされた。令和6年11月分（令和7年1月支給）からの実施が想定されており、所要の法案の令和6年常会への提出が予定されている。

また、児童虐待防止等の観点から、こども家庭センターの全国展開による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化することとされた。

さらに、障害児支援の観点からは、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めるとともに、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現することとされた。

令和5年度補正予算において、学習支援や食事支援などのため84億円が措置されているほか、令和6年度予算では、多様な支援ニーズへの対応のため526億円が拡充され、主な内訳として、児童扶養手当の拡充に35億円、改正児童福祉法（令和6年4月施行）に基づく政策強化に73億円、こども若者シェルターの確保に2億円（新規）等が計上されている。

3. 財源確保策

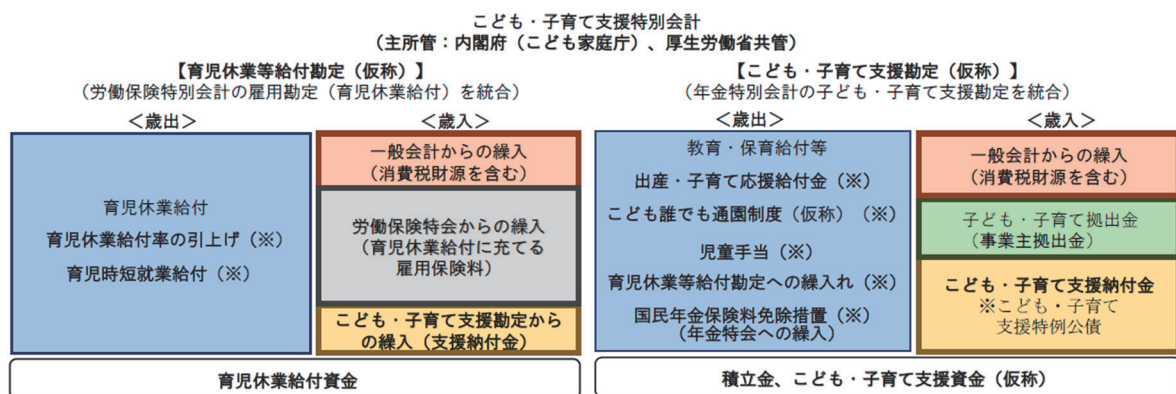
（１）こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、新たな特別会計として、令和7年度から、こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）を創設し、特定の財源を活用して実施する事業を一般会計と区分して経理することとされた。これに

より、こども・子育て政策に関して、予算の一覧性が高まるとともに、給付と拠出の関係がより一層明確化されることが期待されている。

こども・子育て支援特別会計は、こども家庭庁と厚生労働省が共管し、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援に係る事業を經理するこども・子育て支援勘定（仮称）と雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく育児休業等給付に係る事業を經理する育児休業等給付勘定（仮称）に区分される。それぞれの勘定の主な歳入及び歳出は、図表6のとおりである（歳出中※印の付いた制度にはこども・子育て支援金制度により拠出されるこども・子育て支援納付金が充当される²⁹。）。

図表6 こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）のイメージ



（出所）支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（令和5年12月11日）資料「支援金制度等の具体的設計について（素案）（概要）」を一部加工

令和10年度にかけてこども・子育て支援納付金の収納が満年度化するまでの間、こども・子育て支援納付金を充当する事業に要する費用について、つなぎとして、こども・子育て支援特例公債を発行することとされ、その償還は、こども・子育て支援特別会計の歳入から行うこととされた（こども・子育て支援納付金も充当できる。）。償還期間は、利払い・償還に係る負担を将来世代に極力先送りしないようにする観点から、令和33（2051）年度までとされた。

また、こども・子育て支援納付金やこども・子育て特例公債の収入に係る決算剰余金が、こども・子育て支援納付金を充当する経費以外に使われることのないよう、こども・子育て支援勘定（仮称）に、こども・子育て支援資金（仮称）を設置して分別管理することも示されている。

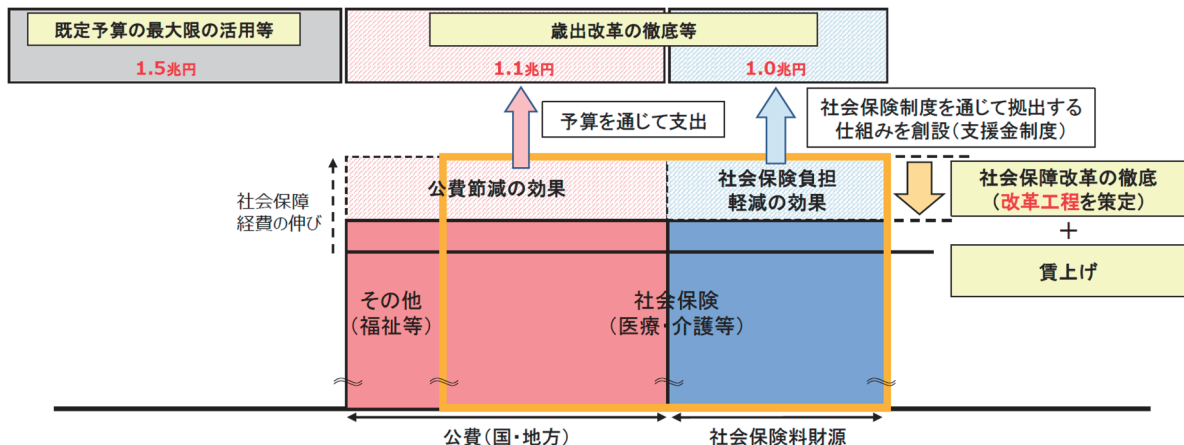
以上を内容とするこども・子育て支援特別会計を創設するため、所要の法案の令和6年常会への提出が予定されている。

²⁹ これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を踏まえつつ、加速化プランに基づく制度化等により新設・拡充する制度であって、対象者に一定の広がりのある制度に充てることとされ、具体的には、まず、これまで比較的支援が手薄だった妊娠・出産期から0～2歳のこどもに係る支援から充当することとされた。事業名及びこども・子育て支援納付金による各事業額に対する充当割合は法定される。

（２）既定予算の最大限の活用等及び歳出改革

加速化プランの実施に要する3.6兆円程度の財源は、①既定予算の最大限の活用等による1.5兆円、②徹底した歳出改革によって得られる公費節減の効果による1.1兆円、③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせた範囲内で構築することも・子育て支援金制度から拠出する1.0兆円により確保が図られる（図表7参照）。

図表7 財源確保策の基本骨格（イメージ）



（出所）こども未来戦略会議（令和5年12月22日）資料「こども未来戦略における主な施策等について」抜粋

まず、既定予算の最大限の活用等では、国・地方の社会保障関係の既定予算の執行の精査等を通じた財源の確保に取り組むこととされる。具体的には、子ども・子育て拠出金など既定の保険料等財源や、社会保障と税の一体改革における社会保障充実枠の執行状況を踏まえた使途の見直し、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分の活用などにより、令和10年度までに全体として1.5兆円程度の確保を図ることとされた（1.5兆円程度の根拠、具体的な内訳等は明らかでない。）。

令和6年度予算では、子ども・子育て拠出金の現行料率（0.36%）の範囲内での使途拡大により、放課後児童健全育成事業・病児保育事業に係る改善のため181億円、保育士等の人事院勧告を踏まえた処遇改善のため345億円を、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分（令和6年度予算では約1,700億円）の活用により、児童手当の拡充のため約1,200億円を充てること等が予定されている。

次に、歳出改革については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」における三テーマのうち医療・介護制度等の改革を実現することを中心に取り組み、令和10年度までに、公費節減効果について1.1兆円程度の確保を図ることとされた。1.1兆円程度の根拠については、これまでの実績として、社会保障関係費等の歳出の目安³⁰の下での歳

³⁰ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、社会保障関係費については、毎年度の予算編成において、その実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びに収めることを目指す方針が示され、以降、この方針の下で毎年度予算編成がなされている。「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、令和6年度までその方針を継続することとされている。

出改革により、平成25年度から令和4年度までの9年間でこども・子育て関連予算（国・地方を合わせた公費ベース）を年平均0.18兆円程度増加させてきていることから、令和5年度以降の6年間でも同程度の確保を図ることとしている。

令和6年度における社会保障関係費等の歳出の目安の下での歳出改革による公費節減効果は、国・地方で0.19兆円程度とされる（令和5年度は0.18兆円程度）。

（3）こども・子育て支援金制度の創設

こども・子育て支援金制度は、少子化対策に充てる費用について、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く拠出していく仕組みであり、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせた範囲内で構築される。令和8年度から段階的に開始し、令和10年度に1.0兆円程度（平年度ベース。既定予算の最大限の活用等及び歳出改革による公費負担分を除く。）の確保を図るとされる。

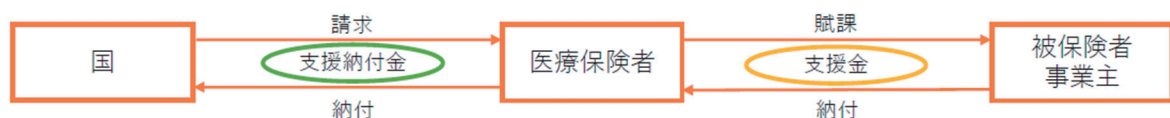
こども・子育て支援金制度を実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で構築することや、令和10年度までの各年度の支援金総額、歳出改革（全世代型社会保障制度改革）の推進の基本的考え方などについては法定することとされており、制度創設のために所要の法案の令和6年常会への提出が予定されている。

なお、具体的制度の検討に当たっては、こども家庭庁において「支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会」³¹が開催され、関係者からの意見聴取が行われた。

ア 制度の概要

こども・子育て支援金制度では、医療保険の賦課・徴収ルートが活用される。具体的には、こども・子育て支援金（以下「支援金」という。）の充当対象事業に係る費用の拠出のため、医療保険者が、こども・子育て支援納付金（以下「支援納付金」という。）を国に納付し、その納付に充てる費用として、被保険者等から保険料と合わせて支援金を徴収する仕組みとされる（図表8参照）。

図表8 こども・子育て支援納付金とこども・子育て支援金の流れ（イメージ）



（出所）支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（令和5年12月11日）資料「支援金制度等の具体的設計について（素案）（概要）」抜粋

具体的な制度設計の主なポイントは以下のとおりである。

【支援納付金】各年度における支援納付金の総額は、支援納付金を充当する事業の所要額が毎年変動するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定する。

³¹ 座長は遠藤久夫 学習院大学経済学部教授、その他構成員は有識者13名。

【支援金】医療保険者が被保険者から徴収する支援金については、被用者保険、国民健康保険・後期高齢者医療制度それぞれの各医療保険者の支援納付金総額に照らし医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、医療保険者ごとに設定する（被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。）。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施する（各措置に対応する公費負担についても、医療保険制度の例を踏まえて対応。）。

加えて、国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の金額が増えないよう、高校生年代までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における支援金の賦課に当たっては、負担の公平性の観点から、金融所得を勘案することについて、引き続き検討を行う。

【医療保険者に対する財政支援】支援金の賦課・徴収等を担う医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。また、施行時の措置として、医療保険者における準備金等の必要な経費について必要な措置を検討する。

イ 実質的な社会保険負担軽減の効果

こども・子育て支援金制度は、支援納付金の総額を歳出改革と賃上げによって生じた「実質的な社会保険負担軽減の効果」の範囲内に収めることで、実質的な負担が生じないことになる」と説明されている。

この実質的な社会保険負担軽減の効果について、令和5年12月20日に行われた鈴木財務大臣と武見厚生労働大臣の折衝の結果、令和5年度及び令和6年度分においては、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けた取組を行うことにより、雇用者報酬の増加率が上昇することを通じて生じる社会保険負担軽減効果も踏まえ、①報酬改定のうち、医療・介護の現場従事者の賃上げ（一人当たり雇用者報酬の増加率と見込まれるものの範囲内）に確実に充当される加算措置及び②能力に応じた全世代の支え合いの観点から実施する制度改革等による影響額について、実際は追加的な社会保険負担が発生するが、計算上、控除して算定することが合意された。この考え方にに基づき、両年度における「実質的な社会保険負担軽減の効果」は、合計0.33兆円程度（令和5年度分0.15兆円、令和6年度分0.17兆円）と見込まれている³²。

なお、令和7年度から令和10年度までの算定方法については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の項目を実施することによる社会保険負担軽減効果の算定を含め、検討を行うこととされている。

（やなせ しょうお）

³² 具体的には財務省「令和6年度社会保障関係予算のポイント」（令和6年1月）31頁参照。